

平成30年12月17日

南相馬市農業委員会  
12月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年12月17日(月)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	出
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	欠
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	出
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐藤 定男

鹿島区 北山 一郎

原町区 門馬 勝弘

原町区 木幡 栄

## 3. 出席職員

局長 佐藤 光

副主査 島 健太郎

次長 齋藤 ひとみ

主事 平田 幸子

主査 山本 将之

農政課主事 佐藤 毅司

## 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 4 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 4 7 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 4 8 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 4 9 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 7 報告第 5 0 号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 8 報告第 5 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 9 報告第 5 2 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 1 0 議案第 125 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 1 1 議案第 126 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 1 2 議案第 127 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第 1 3 議案第 128 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 4 議案第 129 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 5 議案第 130 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 6 議案第 131 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 1 7 議案第 132 号 農地法第 5 条の規定による貸借権移転の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 1 8 議案第 133 号 農地法第 5 条の規定による貸借権移転の許可申請について  
(県許可分)
- 日程第 1 9 議案第 134 号 現況確認証明願について

## 5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより平成30年12月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、12番佐藤邦義委員であります。出席委員は会議規則第5条の規定により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号10番佐々木教喜委員、11番半谷眞知子議員、13番宮川フジコ委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。去る11月27日に、復興基盤総合整備計画工事矢川原地区安全祈願祭が、原町区矢川原地内で開催され、矢川原地区における基盤整備事業が着工となったところでありました。また、12月7日には、復興基盤総合整備工事太田地区安全祈願祭が、原町区下太田地内で開催され、太田地区における基盤整備事業が着工となったところでありました。

議 長 　　次に、日程第3、報告第46号、専決処分の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第46号についてご説明いたします。議案書の2ページから5ページになります。はじめに、専決1、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてですが、平成30年10月定例総会において、農地法第3条の規定による所有権移転が許可となりましたが、当人同士より所有権移転の内容を売買から贈与に修正したいとの申し出があったため、許可条件等に不備はなかったことから所有権移転内容の変更について専決いたしました。次に、専決2、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出についてですが、福島県農業振興公社をとおして、農地売買による所有権移転の申出がございましたので、調整委員の指名を専決いたしました。内容につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第47号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の17番委員から説明を求めます。

17番委員 報告第47号についてご説明いたします。議案書の6ページになります。この案件は、申出人から公社への売買となります。去る、11月27日午前9時30分より、南相馬市役所、北庁舎1階、会議室1において、申出人、公益財団法人福島県農業振興公社より集積推進第二課の担当者1名、調整委員2名、事務局2名により開催いたしました。協議内容の(1)所有権移転の手續等についてですが、前段、公社の担当者より農地売買事業についてご説明をいただき、申請人についての聞き取りの後、価格について協議となりました。申し出のあった農地については、田10a当たり30万円、畑10a当たり20万円で、公社が購入することとなりました。売買代金は47万8,200円となり、公社手数料として5,000円を差し引き、支払い額は47万3,200円となります。この件は、議案第125号14ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど、協議の方よろしくご説明いたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5報告第48号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の14番委員から説明を求めます。

14番委員 報告第48号についてご説明いたします。議案書の7ページになります。この案件は、申出人から公社への売買となります。去る、11月27日午前10時より、南相馬市役所、北庁舎1階、会議室1において、申出人代理人、公益財団法人福島県農業振興公社より集積推進第二課の担当者1名、調整委員2名、事務局2名により開催いたしました。協議内容の(1)所有権移転の手續きについてですが、公社の担当者より農地売買事業についてご説明をいただき、申請人についての聞き取りの後、価格について協議となりました。申し出のあった農地については、10a当たり29万円で、公社が購入することとなりました。売買代金は、57万9,420円となり、公社手数料として1%の5,700円を差し引き、支払い額は57万3,720円となります。この件は、議案第125号14ページの農用地利

用集積計画に載せてありますので、後ほど、協議の方よろしくお願ひいたします。  
以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第6報告第49号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の14番委員から説明を求めます。

14番委員 　報告第49号についてご説明いたします。議案書の8ページになります。この案件は、公社から買い手への売買となります。去る、11月27日午前10時15分より、南相馬市役所、北庁舎1階、会議室1において、出し手である公益財団法人福島県農業振興公社より集積推進第二課の担当者1名、買い手代理人、調整員2名、事務局2名の出席により開催いたしました。協議内容の(1)所有権移転の手続きについてですが、公社の担当者より農地売買事業について、ご説明いただき、買い手についての聞取りの後、価格についての協議となりました。申し出のあった農地については、納期限を1月25日とした場合、諸経費等含め、52万8,314円、10aあたりにすると29万9,159円となり、この価格を実際の販売価格としたいとの話がありました。その他、かかる経費といたしまして、1万6,176円ほどとなります。買い手代理人にこの価格でよろしいか打診したところ、52万8,314円で成立いたしました。この案件は、議案第125号14ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第7、報告第50号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。総務企画専門委員会委員長からの報告を求めます。

委員長 総務企画専門委員会開催報告について

1 開催日時 平成30年12月7日(金)午前10時00分から午前11時00分まで

2 場所 南相馬市役所 北庁舎2階 会議室2

3 出席者

委員長：半谷眞知子 副委員長：宮川フジコ

委員：平間浩一、早川孝雄、佐藤良一、佐々木教喜、牛渡隆夫

(11名中、7名出席)

事務局：佐藤局長、島副主査

4 協議概要

(1)平成31年度標準農作業料金の検討について

平成31年度標準農作業金を設定するにあたり、農作業料金の標準額等について検討した。

レーザーレベラー作業料金について、昨年度の会議の際にレーザーレベラーの要請は一般的に件数が少ないことから掲載しないことに決定し、料金についての問い合わせがあった際は、事務局で調査した料金について個別にお知らせすることとしていたが、事務局には今年度、レーザーレベラーについての問い合わせは0件だったとの報告があったことから、引き続き掲載しないことに決定した。

一般作業料金について、平成28年度より1日当たり(8時間を基準)7,000円(1時間当たり875円)で設定し平成30年度まで同額で推移してきたが、市内の農業生産法人等では、1時間当たり900円から1,300円程度の設定となっていることから、1時間当たり900円で計算し、7,200円で設定することで検討した。

粃摺り等の作業料金について、現在「粃摺り：玄米60kg590円」と「乾燥・調整：玄米60kg1,620円」の記載となっていることから、「粃摺り」と「乾燥・調整」の合計金額が一連の作業料金となるのか等の問い合わせがあったことから、記載の方法について、これまでの記載に併せて、「乾燥・調整」の中には「粃摺り」も含まれていることが分かるように記載することで検討した。

消費増税に係る作業料金標準額の表示について、平成31年10月から10%になることを見越して、表示についての検討し、料金表に「但し書き」を記載することで検討した。

米及び大豆の色彩選別料金について、昨年度の検討時には掲載しないことで決定していたが、作業受託者からの要望があったことから掲載する方向とし、JAの料金の情報提供を受け、掲載の有無を検討することとした。

標準農作業料金改定時期について、1年毎に料金の検討を行っているが、大

きく変更することもないことから、1年毎ではなく数年毎に行うことで検討した。ただし、平成31年度については消費税率の変更が予定されていることから検討することとする。

上記 から については、次回（2月上旬開催予定）の総務企画専門委員会  
で決定し、標準農作業料金検討会議に提案していくこととした。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、報告第51号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 報告第51号についてご説明いたします。議案書の10ページになります。今回、5件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。なお、整理番号1番及び2番については、本来平成30年7月定例会にて報告すべき案件でしたが、上程漏れが発覚し今回の報告となります。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第9、報告第52号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第52号についてご説明いたします。議案書の11ページから12ページ、整理番号1番から3番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載の通りです。違反転用に係る理由ですが、整理番号1番については、昭和54年頃に亡き父が農業用の納屋及び作業場を整備し今も使用しています。今回、土地の整理のため土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、昭和



39年に亡き父がゴルフ練習場を開設し経営を始め、平成11年に経営権を引き継ぎゴルフ練習場として今も使用しています。今回、所有する土地及び貸借している土地について調査を行ったところ、ゴルフ練習場の一部の土地が農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、昭和34年頃に妻の親が住宅を建築し、その際に住宅への進入路として使用し、その後昭和52年頃に住宅を建て替え物置を設置し今も使用しています。今回、この土地について調査を行ったところ、進入路と物置を設置してある土地が農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、議案第125号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第125号についてご説明いたします。議案書の13ページから15ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 　　議案第125号について説明いたします。議案書14ページから15ページになります。所有権移転が3件、利用権設定8件となっております。内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。2番委員。

2番委員 　　一時利用地とはなんですか。

議 長 　　事務局。

農政課担当 基盤整備事業地内での仮地番利用地のことです。

議 長 2 番委員よろしいですか。

2 番委員 はい、わかりました。

議 長 そのほかに質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので原案のとおり、決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 1 2 6 号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 2 6 号についてご説明いたします。議案書の 1 6 ページから 1 7 ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第 1 2 6 号について説明いたします。議案書 1 7 ページになります。当該計画の概要といたしましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の貸し借りをを行うものとなっております。内容については記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 1 2 7 号、農地法第 3 条の規定による許可処分取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第127号についてご説明いたします。議案書の18ページになります。3条許可となった所有権移転の取消願出が1件ございます。取消しをする理由ですが、親から子へ所有権を移転しましたが、農業用施設を建設するにあたり、土地が父名義でなければならぬことが判明したため、許可を取消すものです。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第128号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号10番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、17番委員には、この間、退席を願います。

議長 暫時休議いたします。

(休議)

議長 再開します。事務局から申請番号10番の説明を求めます。

事務局 議案第128号申請番号10番についてご説明いたします。議案書の22ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 17番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局から議案第128号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第128号の残り全部の説明をいたします。議案書の19ページから22ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第129号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第129号についてご説明いたします。議案書の23ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号3番については、報告第52号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、8番委員。

8番委員 議案第129号申請番号1番の現地調査の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおりです。案内図は1ページです。去る12月13日午前10時よ

り、代理人行政書士立ち合いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り・調査した結果、立地基準、一般基準とも、基準を満たしていると判断しましたので、皆さんの審議のほどよろしくお願いします。

議 長 次 に、申請番号 2 番につきまして、7 番委員。

7 番委員 議案第 1 2 9 号申請番号 2 番の現地調査の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおりです。案内図は 2 ページです。去る 1 2 月 9 日午前 9 時より、申請者及び代理人行政書士立ち合いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り・調査した結果、立地基準、一般基準とも、基準を満たしていると判断しましたので、皆さんの審議のほどよろしくお願いします。

議 長 次 に、申請番号 3 番につきまして、4 番委員。

4 番委員 議案第 1 2 9 号申請番号 3 番の現地調査の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおりです。案内図は 3 ページです。報告第 5 2 号整理番号 1 番関連の案件です。去る 1 2 月 1 3 日午後 1 時 2 0 分ごろ、申請人立ち合いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り・調査した結果、立地基準、一般基準とも、基準を満たしていると判断しましたので、皆さんの審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次 に、日程第 1 5、議案第 1 3 0 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 0 号についてご説明いたします。議案書の 2 4 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。報告第 5 2 号整理番号 3 番の追認を得るための案件であり、議案第 1 3 3 号申請番号 1 番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番につきまして、2 番委員。

2 番委員 議案第 1 3 0 号申請番号 1 番の現地調査の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおりです。案内図は 4 ページです。報告第 5 2 号整理番号 2 番及び議案第 1 3 3 号申請番号 1 番関連の案件です。去る 1 2 月 1 2 日午前 1 0 時 3 0 分ごろ、申請人及び行政書士立ち合いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り・調査した結果、立地基準、一般基準とも、基準を満たしていると判断しましたので、皆さんの審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。1 番委員。

1 番委員 申請番号 1 番についてお伺いします。違反の報告について、亡き父とは 4 条申請者の父なのか、5 条の所有権者の父なのかお伺いします。また、平成 1 1 年に経営権を引き継いだとありますが、どのような経緯があるのか。農地だったと判明したのは、遺産相続による調査によって農地であることが分かったのか、お伺いします。

議 長 事務局。

事務局 亡き父は 4 条申請者の父になります。土地の相続はすでに父が亡くなった時に完了しており、経営権は父が亡くなった後は母が引き継ぎ、その後、平成 1 1 年に 4 条申請者が引き継いでおります。農地だった経緯が判明したのは、土地の整理のため調査したところ、農地であることが判明したものです。

議 長 1 番委員。

1 番委員 了解しました。

議 長 ほかに質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 6、議案第 1 3 1 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第131号についてご説明いたします。議案書の25ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。今回、補足を要する案件はございませんでした。

議長 続きまして現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして7番委員。

7番委員 議案第131号申請番号1番の現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。去る12月10日午後1時30分、渡し人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査をまいりました。所在から申請事由は記載のとおりです。立地基準、一般基準ともに、基準を満たしていると判断しますので、皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第17、議案第132号、農地法第5条の規定による賃借権の設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第132号についてご説明いたします。議案書の26ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番については、報告第52号整理番号2番の追認を得るための案件です。以上です。

議長 続きまして現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして11番委員。

11番委員 議案第132号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は6ページです。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。去る12月9日午後2時より行政書士及び被設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題無いと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議長 次に、申請番号2番につきまして18番委員。

18番委員 議案第132号申請番号2番の現地調査の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおりです。案内図は7ページです。報告第52号整理番号3番関連の案件です。去る12月10日午前9時00分ごろ、申請人及び行政書士立ち合いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り・調査した結果、立地基準、一般基準とも、基準を満たしていると判断しましたので、皆さんの審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第18、議案第133号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第133号についてご説明いたします。議案書の27ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。報告第52号整理番号3番の追認を得るための案件であり、議案第130号申請番号1番関連の案件です。以上です。

議長 現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第133号申請番号1番の現地調査の報告をいたします。所在から申請事由は記載のとおりです。案内図は4ページです。報告第52号整理番号2番及び議案第130号申請番号1番関連の案件です。去る12月12日午前10時30分ごろ、申請人及び行政書士立ち合いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り・調査した結果、立地基準、一般基準とも、基準を満たしていると判断しましたので、皆さんの審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。1番委員。

1番委員 違反転用の報告に貸借の文言がなかったようですが、入れたほうがいいのではないのでしょうか。

議長 事務局。



事務局 違反転用の報告の経過について説明する際に言葉が足りなかったと思い、説明しております。

議 長 1 番委員。

1 番委員 そうでしたか。了解しました。

議 長 ほかに何か質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 19、議案第 134 号、現況確認証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 134 号についてご説明いたします。議案書の 28 ページとなります。申請番号 1 番から申請番号 2 番まで、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあったすべての農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査委員を代表いたしまして、5 番委員から報告をお願いいたします。

5 番委員 議案第 134 号の現況確認証明願について、現地調査の報告をいたします。去る 12 月 5 日午後 1 時 30 分より、6 番委員及び 7 番委員と私の 3 名と事務局職員 1 名で、現地を調査してまいりました。案内図は、申請番号 1 番は 8 ページ、申請番号 2 番は 9 ページとなっております。申請番号 1 番につきましては、利用状況は記載のとおりであります。高低差が 8 m ほどあり、農機が進入して耕作できるような農地ではなく、法面となっている部分も含め雑木等が生い茂り、農地への復元は不可能と判断したため、非農地と判定いたしました。次に、申請番号 2 番ですが、利用状況は記載のとおりであり、およそ 5 m の高低差がある土地で、農機の進入路もなく、雑木等が生え山林化してまいりましたので、非農地と判定いたしました。以上ですので、皆さんの審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　以上で本日予定いたしました報告 7 件、並びに議案 10 件、合わせて 17 件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の 12 月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様には大変お疲れ様でございました。

（終了）

閉会 午後 2 時 20 分

南相馬市農業委員会会議規則第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

平成 30 年 12 月 17 日

議事録署名人（10 番・ササキ ノリヨシ）

⑩

議事録署名人（11 番・ハンガイ マチコ）

⑩

議事録署名人（13 番・ミヤカワ フジコ）

⑩